第一条の二第七号を削り、同条第八号中「第十五条第一項第八号」を「第十五条第一項第七号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「第十五条第一項第九号」を「第十五条第一項第八号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「第十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第九号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「第十五条第一項第十一号」を「第十五条第一項第十号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号中「第十五条第一項第十一号」を「第十五条第一項第十二号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十三号中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

○経済産業省令第六十八号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

原子力規制委員会設置法の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第一条　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第一条の二第二項中「令第三条」を「令第四条」に改める。

第二条中「令第四条」を「令第五条」に改める。

第三条第一項中「、製錬の事業に係る工場又は事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して」を削る。

第四条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「法第六条第二項、法第七条又は法第九条第二項の規定による」に改め、同項を同条第一項とする。

第六条第一項の表中「すべて」を「全て」に改める。

第六条の二中「令第二条」を「令第三条」に改める。

第七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第十二条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

第七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第七条の三第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第十二条の二第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

第七条の三第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第七条の四第二項を削り、同条第三項中「前項の届出に係る」を「法第十二条の三第二項の規定による届出に係る」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条の六第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七条の七第二項を削る。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「第1項」を「前項」に改め、同条第二項を同条第二項とする。

様式第1中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第1の二表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に、「又は第56条の3第6項」を「、第56条の3第6項又は第64条の3第8項」に改める。

様式第1の三表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

様式第二表面中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同様式裏面中「文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は」に、「（文部科学大臣、経済産業大臣」を「（原子力規制委員会」に、「区分（核原料物質使用者」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会」に、「、第64条第3項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣」を「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第1項」を「原子力規制委員会は、第1項」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第65条」を「原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条」に、「第28号」を「第27号の2から第27号の4まで、第28号」に改める。

様式第三中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（電気関係報告規則の一部改正）

第二条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中ハを削り、ニをハとし、ホからリまでをニからチまでとする。

第二条の表中「電気保安年報」を「電気保安年報（原子力発電所に係るものを除く。）」に改める。

第三条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項又は」を削り、同項を同条第二項とする。

第四条中「（当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣）」を削り、「ただし、」の下に「当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合並びに」を加える。

第五条中「自家用電気工作物を設置する者」を「自家用電気工作物（原子力発電工作物を除く。）を設置する者」に改める。

様式第8を次のように改める。